(傍線部分は改正部分)

る決定の申請) (医学を決定の申請) (国際主義の決定の申請) (国際主義の政立の当時での当時での者と生計を同じく は、申請者と申請中死亡者との身分関係を証 しる (要者と生計を同じくしていたことを証明すること (医者と生計を同じくしていたことを証明すること (医者と生計を同じくしていたことを証明すること (医者と生計を同じくしていたことを証明すること (医者と生)を (改 正 案 現 行		(略)	(略)		<u></u>	姉妹であっ	ていたものであるときは、申請者と申請中死亡者との身分関係を証し		の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明すること	ができる書類	(略) 三・四			(略) 第十二条	一·二 (略)	三 認定疾病(認定前にあっては、認定の申請に係る疾病。第十四条第 三 認定疾病(認定前にあっては、認定の申請に係る疾病)の			今八 (略)		(申請中死亡者に係る決定の申請) (申請中死亡者に係る決定の申請) (申請中死亡者に係る決定の申請) (申請中死亡者に係る決定の申請) (申請中死亡者に係る決定の申請者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟が嫌嫌であって、その申請中死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類 三・四 (略) 三・四 (略) 三・四 (略) 「「項第三号を除き、以下同じ。」の名称 四 認定疾病に係る療養を開始した日	現 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)
---	---------------------	--	-----	-----	--	---------	-------	---------------------------------	--	-------------------------------	--------	---------	--	--	----------	---------	--	--	--	--------	--	--	---

だし、移送に要した費用の額については、この限りでない。療、薬剤の支給又は手当を行った者の証明を受けなければならない。た

当該費用の額を証明することができる書類を、同項の請求書に添えなけ3 第一項第六号の額が移送に要した費用の額を含むものであるときは、

(療養手当の請求)

ればならない。

第十三条 (略)

(略)

二 認定疾病の名称

(葬祭料の請求)

第十六条 (略)

び死亡の当時有していた住所 死亡した被認定者又は申請中死亡者の氏名、性別、生年月日及

| 又は申請中死亡者との関係 | 一請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した被認定者

三・四 (略)

五 被認定者又は申請中死亡者の死亡年月日

2 (略)

疾病に起因して死亡したことを証明することができる書類一一被認定者又は申請中死亡者の死亡の事実及び死亡年月日並びに認定

であることを明らかにすることができる書類 - 請求者が死亡した被認定者又は申請中死亡者について葬祭を行う者

移送に要した費用の額については、この限りでない。薬剤の支給又は手当を行った者の証明を受けなければならない。ただし、

当該費用の額を証明することができる書類を、同項の請求書に添えなける。第一項第五号の額が移送に要した費用の額を含むものであるときは、

(療養手当の請求)

ればならない。

第十三条 (略)

一・二 (略)

三 認定疾病 (認定前にあっては、認定の申請に係る疾病) の名称

(葬祭料の請求)

一 死亡した被認定者の氏名、第十六条 (略)

(1) 青さ合のでで、生用、正常自己などに行びていることなどになった住所とは所の氏名、性別、生年月日及び死亡の当時有して一 死亡した被認定者の氏名、性別、生年月日及び死亡の当時有して

二 請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した被認定者と

の関係

三・四 (略)

五 被認定者の死亡年月日

2 (略)

一 被認定者の死亡の事実及び死亡年月日並びに認定疾病に起因して死

亡したことを証明することができる書類

かにすることができる書類 ニー 請求者が死亡した被認定者について葬祭を行う者であることを明ら

(施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求)

「施行前死亡者」という。)に係るものの支給を請求しようとする者は、にかかり、当該指定疾病に起因して法の施行の目前に死亡した者(以下いう。)のうち、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病第十七条 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料(以下「特別遺族弔慰金等」と

当時有していた住所 施行前死亡者の氏名、性別、生年月日及び死亡年月日並びに死亡の

次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

二~四 (略)

2 (略)

(未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求)

に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。 申請死亡者」という。)に係るものの支給を請求しようとする者は、次いで当該指定疾病に起因して法の施行の日以後に死亡した者(以下「未常しより指定疾病にかかり、当該指定疾病に関し認定の申請をしな第十七条の二 特別遺族弔慰金等のうち、日本国内において石綿を吸入す

一 請求に係る疾病の名称

は、日本国内に住所を有していた期間三年申請死亡者が死亡の当時日本国内に住所を有していなかったとき

(特別遺族弔慰金等の請求)

は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。第十七条 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給を請求しようとする者

亡者」という。)の氏名、性別、生年月日及び死亡年月日並びに死亡該指定疾病に起因して法の施行の日前に死亡した者(以下「施行前死日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当

二~四 (略)

の当時有していた住所

2 (略)

(新設)

分関係四に請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに未申請死亡者との身四に請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに未申請死亡者との身

ない。 2 前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければなら

起因して死亡したことを証明することができる書類 未申請死亡者の死亡の事実及び死亡年月日並びに請求に係る疾病に

吸入することにより当該疾病にかかったことを証明することができる三 請求に係る疾病が気管支又は肺の悪性新生物であるときは、石綿を

資料

ことを証明することができる書類へ 請求者が未申請死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた

(救済給付調整金の請求)

第十八条 (略)

死亡の当時有していた住所 死亡した被認定者又は申請中死亡者の氏名、性別、生年月日及び

二 請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した被認定者

(救済給付調整金の請求)

第十八条 (略)

一 死亡した被認定者の氏名、性別、生年月日及び死亡の当時有してい

た住所

二 請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した被認定者と

又は申請中死亡者との身分関係

五 被認定者 (略)

五 被認定者又は申請中死亡者の死亡年月日

2 (略)

定疾病に起因して死亡したことを証明することができる書類一一被認定者又は申請中死亡者の死亡の事実及び死亡年月日並びに認

ができる戸籍の謄本又は抄本二 請求者と被認定者又は申請中死亡者との身分関係を証明すること

明することができる書類

事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証

請求者が被認定者又は申請中死亡者と婚姻の届出をしていないが

四 請求者が被認定者又は申請中死亡者の死亡の当時その者と生計を

同じくしていたことを証明することができる書類

の身分関係

三・四(略)

五 被認定者の死亡年月日

2 (略)

被認定者の死亡の事実及び死亡年月日並びに認定疾病に起因して死

・ うこことを証明することができる書類

又は抄本 二 請求者と被認定者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本

書類 様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる三 請求者が被認定者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同

四 請求者が被認定者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたこと

を証明することができる書類